

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

第3期団体内統合宛名システム構築等業務 一式（以下「本業務」という。）

(2) 業務の仕様

別添1「第3期団体内統合宛名システム構築等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

なお、本業務は別添2「第3期番号制度・団体内統合宛名システムの共同調達及び共同利用に係る協定書」（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県知事連名により令和8年2月24日締結）に基づき行われるものであることに留意すること。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

総合評価一般競争入札

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次の(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年3月26日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ プライバシーマークにおける認証を取得していること。

キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、(ア)又は(イ)の業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年3月26日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

キ 構成員のうち、イの(イ)を満たす1以上の者が、プライバシーマークにおける認証を取得していること。

ク 構成員のうち、イの(イ)を満たす1以上の者が、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証を取得していること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7615

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年3月24日(火)から同年4月15日(水)までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。なお、仕様書については秘密保持誓約書(様式第3号)と引き替えに交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年3月24日(火)から同年4月15日(水)までの日(日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付資料

(ア) 入札説明書

(イ) 仕様書

(ウ) その他入札参加に必要となる様式

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月24日(金)午後3時即時開札(ただし、郵送等による入札書等の受領期限は、同月23日(木)午後5時とする。)

なお、落札者の決定は、11で示すところにより後日審査の上決定し、入札参加者に通知する。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階第13会議室

5 日程

基本的な日程は以下のとおりである。

なお、(7)の詳細日程については、令和8年4月24日(金)以降に10のとおり通知する。

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| (1) 令和8年3月24日(火) | 入札説明書等の配布開始 |
| (2) 令和8年3月26日(木) 正午 | 入札参加資格審査申請書の提出期限 |
| (3) 令和8年3月31日(火) 正午 | 質問書の提出締切り |
| (4) 令和8年4月15日(水) 正午 | 参加表明書等の提出期限 |
| (5) 令和8年4月17日(金) | 入札参加資格要件の審査結果通知 |
| (6) 令和8年4月24日(金) 午後3時 | 入札(企画提案書の提出期限) |
| ただし、提出方法が郵送等の場合は、令和8年4月23日(木) 午後5時 | |
| (7) 令和8年4月下旬(予定) | 企画提案書説明会、評価委員会 |

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第6号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年3月31日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年4月7日(火)までにインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デ

デジタル局デジタル基盤整備課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>) によりまとめとめて閲覧に供する。

7 参加表明書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、参加表明書（単独企業にあつては様式第1-1号、共同企業体にあつては様式第1-2号）及び以下の添付書類を4の（1）の場所に令和8年4月15日（水）の正午までに1部提出すること。

ア 入札参加資格確認書（単独企業にあつては様式第2-1号、共同企業体にあつては様式第2-2号）

イ 共同企業体協定書（別紙参考様式）の副本（共同企業体に限る。）

ウ 2（1）カ又は2（2）キを証する書類（プライバシーマークの認証を取得していることが分かる書類（証明書の写し等））

エ 2（1）キ又は2（2）クを証する書類（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していることが分かる書類（証明書の写し等））

(2) 資格審査

ア （1）により提出された書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年4月17日（金）までに通知する。

イ アの審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年4月21日（火）午後5時までに、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ウ 鳥取県知事は、イにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和8年4月22日（水）までに書面により回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

ア 企画提案書は、別添3「企画提案書作成要領」及び別添4「第3期団体内統合宛名システム構築等業務落札者選定基準」を参照して作成すること。

イ 企画提案書では、仕様書に示す本業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

ウ 企画提案書に記載する内容は、入札書（様式第7号）に記載された金額（以下「入札価格」という。）、経費見積書（様式第12号）に記載された金額及び参考見積書（様式第13号）に記載された金額の範囲内で実現可能なものに限る。

(2) 企画提案書等の提出方法、提出日時及び提出物

ア 提出方法

入札書とともに、紙及び電子媒体で提出し、持参又は郵送によること。

イ 提出日時及び提出場所

（ア）提出日時 令和8年4月24日（金）午後3時（ただし、郵送等による企画提案書等の受領期限は、同月23日（木）午後5時までとする。）

（イ）提出場所 4の（5）イの場所（ただし、郵送等による企画提案書等の提出場所は、4の（1）の場所とする。）

ウ 提出物及び提出部数

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出物	提出部数	
企画提案書提出書 （様式第4号）	社名及び代表者印有	紙1部
企画提案書 ※1 （様式は自由）	社名及び代表者印有	紙1部
		電子ファイル ※2
	社名及び代表者印無	紙6部
		電子ファイル ※2

企画提案書の概要 (様式は自由) ※ 3	社名及び代表者印有	紙 1 部
		電子ファイル ※ 2
	社名及び代表者印無	紙 6 部
		電子ファイル ※ 2
業務実績調書 (様式第 5 - 1 号又は様式第 5 - 2 号)	社名及び社印有	紙 1 部
入札書 (様式第 7 号)	社名及び代表者印有	紙各 1 部ずつ(「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」分) ※ 4
機能要件対応表 (様式第 9 号)	社名有	紙 1 部
		電子ファイル ※ 5
	社名無	紙 6 部
		電子ファイル ※ 5
経費見積書 (様式第 12 号)	社名及び代表者印有	紙 1 部
参考見積書 (様式第 13 号)	社名有	紙 1 部
		電子ファイル ※ 5

※ 1 企画提案書は 1 部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※ 2 電子ファイルは PDF 形式(ファイル内文字検索が可能なこと)とし、CD-R 又は DVD-R 1 枚に保存して提出すること。

なお、提出する媒体(CD-R 又は DVD-R)には、社名を記載すること。

※ 3 企画提案書の記載内容をもとに作成し、企画提案書説明会におけるプレゼンテーション資料に用いる予定のものとする。

なお、1 部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

また、企画提案書を用いてプレゼンテーションを行う場合は、提出は不要とする。

※ 4 入札書の取り扱いは、9 の(3)から(9)までを参照すること。

※ 5 電子ファイルは Excel 形式とし、※ 2 記載の電子ファイルとともに CD-R 又は DVD-R に保存して提出すること。

(3) 提出物に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、発注者が文書、電子メール、電話等により問い合わせを行う場合がある。

9 入札条件

(1) 入札は、紙による入札とし、入札書は所定の書式(様式第 7 号)を使用すること。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く)。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。契約申込金額は、仕様書の 3(2)アからクまでの業務範囲(企画提案書の提案内容を含む。)で要する費用のうち、鳥取県に係る費用の総額とすること。

(3) 再度入札は 2 回とする。(初度入札を含めて 3 回とする。)

(4) 再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札価格を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(5) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」と回数を明記し、提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない封筒は 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札価格は訂正できない。
- (7) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（単独企業にあっては様式第8-1号、共同企業体にあっては様式第8-2号）を4の(1)の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (9) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知及び不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 提案書説明会

以下のとおり実施する。なお、具体的な日時、場所、説明時間等については、開札後に予定価格の範囲内の価格をもって入札した者に対して通知する。

- (1) 実施予定日
令和8年4月下旬頃（予定）
- (2) 場所
鳥取県の地内又はオンラインによる。
- (3) 説明時間
一者当たり45分程度（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）を予定し、プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容及び実演とする。
- (4) 辞退
提案書説明会を辞退する場合は、辞退届（様式第11号）を後日通知する提案書説明会の日時までに4の(1)の場所に提出すること。

11 企画提案書、入札価格の評価、落札者の決定方法等

- (1) 企画提案書の評価
企画提案書の評価は、評価委員会が別添4「第3期団体内統合宛名システム構築等業務落札者選定基準」に示す方法により得点（以下「技術点」という。）を算出して行う。技術点の満点は、440点とする。
- (2) プレゼンテーション
評価委員会は入札参加者に対し、企画提案書の説明を行う機会を与えるものとする。この場合において、入札参加者は、必要に応じて実演を行ってよいものとする。
なお、説明の機会において、企画提案書以外の資料を別途持参し使用してもよいが、企画提案書以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。
- (3) 入札価格の評価
別添4「第3期団体内統合宛名システム構築等業務落札者選定基準」の3に記載の算出方法で点数（以下「価格点」という。）を与える。価格点の満点は200点とする。
- (4) 落札候補者の選定及び落札者の決定
ア 評価委員会は、(1)により算定された技術点、(3)により算定された価格点の合計（以下、「総合点」という。）が最も高い者を落札候補者として選定する。
イ 評価委員会は、アの場合において、総合点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札候補者として選定する。
ウ ア及びイによっても、なお2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を選定する。
なお、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札参加者のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。
エ 鳥取県知事は、本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合点の最も高かった者を落札者として決定する。
- (5) 落札決定の通知及び落札結果の公表

ア 鳥取県知事は、落札者を決定したときは、入札参加者に対してその旨を書面で通知するとともに、インターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>) にて落札結果を公表する。

なお、落札決定の通知には、落札者及び通知の相手方以外の者の氏名は記載しないものとし、ホームページで公表する落札結果は、落札者以外の者の氏名は公表しないものとする。

イ 落札者以外の者は、鳥取県知事がアの通知をした日の翌日から起算して2日（休日等を除く。）以内に、書面（様式自由）により、その理由について鳥取県知事に説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、イの期日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に書面で回答する。

(6) 契約の締結

落札者として決定した者と契約締結を行う。

(7) 不適格事項

入札参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 正当な理由なく10の提案書説明会に出席しなかったとき

イ 説明に虚偽の内容があったとき

ウ 評価委員会の委員に対して入札に係る不当な働きかけを行ったとき

エ 提出した企画提案書が必須項目の仕様を満たさないとき

(8) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本件公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

イ 参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

エ 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

オ 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

カ 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

キ 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

ク 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に要する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

ケ 入札書を鉛筆で記載した入札

コ 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

サ 記名押印のない入札書による入札

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

16 その他

- (1) 入札の参加に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類（電子的記録を含む。）は、落札者候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書及び入札書の受理後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (5) 提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出すること。
- (6) 落札者として決定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、入札者に帰属するものとする。
- (7) 落札者として決定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、入札者に帰属する。
- (8) 入札者に対して、企画提案書等に係る著作権に使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (9) 審査委員に対し、本件調達を選考に関し働きかけを行った者は失格とする。
- (10) 審査の内容及び経過については、公表しない。
- (11) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (13) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (14) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、発注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (15) 12の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第10号）を、4の（1）の場所に提出すること。
- (16) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務の費用の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者はアの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(17) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第14号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(18) 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は開札を行わない。